

北本市自治基本条例

策定経過のまとめ

(グループ間協議後)

(平成19年11月19日現在)



北本市住民自治条例
制定研究懇話会

0 条例に位置付けすべきとした項目

- 1 前文
- 2 目的
- 3 定義
- 4 基本理念・基本原則
- 5 市民の権利・責務
- 6 事業者の権利・責務
- 7 情報共有の原則と施策
- 8 行政情報を知る権利
- 9 個人情報の保護
- 10 会議公開の原則
- 11 説明責任
- 12 意見・要望・苦情等への対応
- 13 行政評価
- 14 参加・協働の推進
- 15 参加の権利・責務
- 16 総合計画等の策定における参加・協働
- 17 意見の提出及び募集
- 18 住民投票
- 19 附属機関等への参加
- 20 市民委員会の設置
- 21 コミュニティの意義と支援
- 22 市区町村及び執行機関の基本的な役割・責務
- 23 首長の責務
- 24 職員の責務・育成
- 25 執行機関の組織・執行体制
- 26 総合計画に基づく行政運営
- 27 行政手続
- 28 総合的な行政サービスの提供

- 29 財政運営の基本事項
- 30 議会
- 31 自治体・国等の他機関との連携協力
- 32 この条例の検討・見直し
- 33 この条例の位置づけ
 - A 子育てに関する規定
 - B－1 安心・安全に関する規定
 - B－2 危機管理体制の確立
 - C 緑の保全に関する規定

1 前文

北本市は、埼玉県のほぼ中央に位置し、縄文時代に先人が居を構え、大宮台地に位置する恵まれた環境のもと、緑豊かな自然をはぐくみ、長い歴史のときを刻んで、今日に至っています。

新しい世紀を向かえ、地方自治の在りようは変わり、これまでの中央集権型の行政運営から、地方分権型の行政経営へと移行されました。また、近年の地方行政を取り巻く情勢は、少子高齢化、高度情報化社会、環境問題への対応、国と地方の財政構造の再編等、大きな転換期を迎えています。今後、地方公共団体は、時代の変化に対応した地域社会の創造が求められています。

そのため、市民、市議会、市長及び市職員それぞれの責務を明らかにし、情報を共有しながら、市民と行政の協働による個性豊かな、自立した北本市を構築するとともに、すべての市民一人ひとりが個人として尊重され、住みやすさと幸せを感じて生活できる、「緑にかこまれた健康な文化都市」を北本市の将来都市像とし、次世代に引き継いで行くことが必要です。即ち、これからのまちづくりは、私たち市民が主役となり、市民から信託を受けた市長及び市議会と協力して、諸課題を解決していかなければなりません。

私たちは、これら北本市における自治の基本理念のもとに、自治のさらなる進展を図るべく、ここに「北本市自治基本条例」を制定します。

前文には、北本市の位置、まちの成り立ちや今後のまちづくりの基本的な考え方等を記載しました。

懇話会では、まず、今何故北本市に自治基本条例が必要なのかを議論し、個々の条文を作成する前に会としての条例の基本的な考え方をまとめ、前文として示しました。

今後、個々の条文の修正、整理を行う中で、前文の見直しも図っていくことといたします。

2 目的

この条例は、前文に掲げる基本理念に基づき、北本市の自治の主役である市民と、市議会、市の執行機関である市長及び市職員が各々の責務を明らかにし、住民自らが参画し、情報を共有し、協働することにより、住民自治のもと、安心して生活ができる北本市の実現を図ることを目的とする。

条例制定の目的については、前文でも表現しているため、目的規定では、この条例の目指す内容を簡潔に示すこととしました。

懇話会では、この条例の目指す最終目的は(1)自治の実現(2)まちの実現(3)自治の実現+まちの実現にあると考えました。そのため、自治の実現については「各々の責務を明らかにし、情報を共有し、協働することにより、住民自治のもとに実現」、まちの実現を「安心して生活ができる北本市の実現」という言葉で表現しました。

最終的には、条例全体を通じ、条例の内容と目的との整合を図ることが必要です。

3 定義

この条例における用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶもの及び事業者。
- (2) 事業者 市内で営利または非営利その他の事業活動を行うもの。
- (3) 協働 市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割と責任のもとに対等の立場で課題の解決に向け、協力することをいう。
- (4) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (5) 参画 企画立案から実施、評価に至るすべての過程に参加し、意思決定にかかわることをいう。
- ~~(6) 住民自治推進市民委員会 市民が市政参加を行う一つの手段として設ける市民代表による委員会をいう。~~
- (7) コミュニティ 地域社会を形成する組織及び集団

ここでは、条例の中に定義として位置づけすべきと考えられるものについて示しました。そのため、各条文ができあがった段階で、定義すべき用語及びその内容について、調整し、確定する必要があります。そのため、「情報の共有化」や「コミュニティ」など、今後の条文間の調整の中で定義が必要となってくるものについては、その都度規定していくこととします。

他にも市民に事業者を含むか否か、固定資産所有者をどう捉えるか、コミュニティについての定義をどうするのか等についても検討が必要です。

また、条例全体を通じての用語の使用方法が、ここでの定義と別の意味で使われていないかを確認する必要があります。

(2)の事業者について

その他の事業活動として想定されるものがなければ削除した方が良いか

(3)の協働について

課題の解決に限定されないのではないかとの意見がある。

「北本市市民と行政との協働推進計画」での協働の定義との整合性

(6)の住民自治推進市民委員会について

委員会の名称はいずれにしる、20市民委員会の設置でどのような委員

会か説明すれば、ここで擁護の定義は不要と思う。

4 基本原則

- 1 市民、市議会及び市は、まちづくりに関する情報を積極的に公開し、共有するものとする。
- 2 市民は、市政に関わる企画立案、意思決定、実施及び評価、条例の制定改廃等あらゆる過程において、主体的に参加するものとする。
- 3 市民、市議会及び市は、それぞれの役割を踏まえ、協働するものとする。

懇話会では、基本理念を「まちづくりを進めるための基本的な考え方」、基本原則を「まちづくりの具体的な進め方」という形で整理し、基本理念を前文の中で明らかにしたうえで、基本原則を別の条文で定めることとしました。

ここで示した情報共有の原則、参加の原則、協働の原則のほかにも、住民自治の原則、地域尊重の原則等を規定することが考えられます。これは、全体会で検討する必要があると思われます。

上記1～3のほか、市民参加をより具体的に実行するための手段としての市民の代表による住民自治推進市民委員会（仮称）等の設置への言及、法令の自主解釈権についての規定等も別に定めておく必要があると考えます。

第2項 意思決定に市民が参加できるかとの意見がある。15参加の権利・責務の第1項中の「あらゆる過程に参加する権利を有する。」との整合性を図る必要がある。

5 市民の権利・義務

(市民の権利)

市民は、市政に参画する権利及び市政に関して知る権利を有する。

2 市民は、行政サービスの提供を等しく受ける権利を有する。

(市民の義務)

市民は、行政サービスに伴う、納税及び使用料等を負担する義務を果たすものとする。

2 市民は、主体的にまちづくりに参画し、豊かな地域社会の形成に努めるものとする。

市民が持つ基本的な権利として、「市政に参画する権利」、「市政に関する情報を知る権利」、「行政サービスを等しく受ける権利」を規定しました。市民が行政と協働してまちづくりを進めるためには、行政側から市民への市政に関する情報提供と市民の積極的な市政への参画が不可欠であることから、これを「市民の権利」として位置付け、この条例において権利を保障します。

一方、市民の義務・責務について、納税の義務は憲法にも位置づけられてはいますが、税は市の財務の根幹を支えるものであり、また、市民の行政サービス享受の対価として守られるべき義務であることから、あえて条例にも規定することといたしました。

また、「まちづくり」と「地域活動」の関係については、「まちづくり」は、自治会やコミュニティ活動を含めた「地域活動」の一部であり、「まちづくり」を行うためには「地域活動」への積極的な参加が必要であることとしました。

その他、市民の責務として、自治会やコミュニティ活動への参画を規定することも検討しましたが、責務として位置づけるのではなく、「コミュニティ」の項目として具体的に規定することとしました。

「市民」の定義については、「市内に居住する者、市内の事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内で活動する者並びに市内に土地又は家屋を所有する者」としましたが、市外に住む「市内に土地又は家屋を所有する者」を市民に含むかどうか検討が必要です。

6 事業者の権利・義務

(事業者の権利及び責務)

事業者は、第 条（もしくは「前条」）に規定する市民の権利及び義務を果たすとともに、市民の住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、市民が安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

当市では、圏央道や上尾道路等の整備に伴った開発により発生する新たな環境問題や、新規に市内に出店する事業者による生活環境の変化等に対応するため、事業者に対し、地域社会への貢献や生活環境を守るべき責務を課す規定を盛り込む必要があると考えました。これは、別に開発を規制する条例等を定める際に根拠となる条文です。

また、事業者に対しても市民の権利義務と同様の扱いを、「市民の権利及び義務」の条文で規定しています。また、「市民の権利及び義務」について、「5 市民の権利・義務」の項目で、「主体的にまちづくりに参画し、豊かな地域社会の形成に努める」と、まちづくりへの参加を含めて盛り込んでいます。

また、条例全体にかかわる内容として、本市の生活環境や自然環境に対する危機を把握し、危機に対応するための方策として自治条例を制定する意義があります。このように、本市の危機を条文に盛り込むことにより、結果的に、本市独自の問題点や特徴が浮き彫りになり、北本市としてオリジナリティのある条例になる。ということについてグループ間の合意形成に至りました。

~~グループ間の協議では、市外の業者が市内に進出してきて新たに環境等の問題を引き起こす事例を捉えるだけでなく、実際に市内の事業者が地域への社会貢献活動を積極的に行っていることも視野に入れ、事業者の権利・責務について規定する必要があるのではないかという意見が出されています。~~

7 情報の公開と共有

(情報の公開と共有)

市は、市民の知る権利を保障するとともに、参画・協働によるまちづくりを推進するため、市の保有する情報を積極的に公開し、市民と市のそれぞれが保有する情報の共有に努めなければならない。

~~市民の市政への参画を推進するためには、まず、行政情報の共有が不可欠であるため、「情報の共有」についての項目を位置づけておく必要があります。~~

~~ここで規定する「情報」には、情報公開の側面からのものと市民の知る権利としてのものがあり、市は「市が保有する情報」を公開するだけではなく、「市民が市政参画に必要な情報」は市民の立場に立ち、わかりやすく情報を公開していく必要があります。~~

~~「情報公開」は、基本的に市民からの請求により行政文書を公開するものですが、市民と行政が「情報共有」を図っていくためには、市は行政文書の公開にとどまらず、常に情報を発信していく必要があります。~~

~~グループ討議では、情報公開は「市民の権利」として規定すべきか「市の責務」として位置づけすべきかを議論しましたが、「5 市民の権利・義務」において市民の「知る権利」を規定しているため、この項目では、市の責務として、市民の「知る権利」を担保する条文といたしました。また、既存の北本市情報公開条例との整合も図りました。~~

ここでは、情報の「公開」と「共有」についての基本事項を示しました。

参画・協働によるまちづくりを推進するためには、市の情報の「公開」と、市民と市のそれぞれが保有する情報の「共有」が不可欠です。それは、同時に市民の知る権利を保障するものでもあります。

情報公開条例でいう「公開」は、市民からの請求により行政文書を公開するものですが、市は行政文書の公開にとどまらず、市民にとって必要な情報の提供は、積極的に分かり易く公開しなければなりません。

グループ討議でも、市による情報公開は能動的に行われるべきで、それは「市の責務」であるとともに市民の「知る権利」を保障するものであるとの意見もありました。

また、協働によるまちづくりの実現のためには、市民と市のそれぞれが保有する必要な情報の「共有」についても欠かせないものであります。

参考「北本市情報公開条例」

第1条 この条例は、市政に関する市民の知る権利を具体的に明らかにするものとして、市の保有する行政文書の公開を求める権利を保障するとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市が市民に説明する責務を全うし、市政への市民参加の推進と信頼の確保を図り、もって地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政を実現することを目的とする。

9 個人情報保護

(個人情報保護)

市は、別に条例で定めるところにより、保有する個人情報の開示、訂正又は目的外利用の中止等を請求する権利を明らかにするとともに、市民の基本的人権が最大限保障されるよう努めなければならない。

市は積極的に情報公開を行う一方、個人が特定される情報の保護が求められます。北本市では、既に個人情報保護条例を定めているため、条文には「別に条例で定める」と規定しました。

地域で子ども会の名簿を作る際に、学校に情報を照会しても個人情報保護の名目で情報が提供されずに名簿が作れない事例や、災害弱者支援のための名簿作成の際にも情報が提供されないなど、本来の趣旨とは違った法の解釈により公開されるべき情報が公開されない状況等もあり、これらを解消する問題があります。

懇話会では、個人情報保護について、「市民の権利」と「市の責務」の両面から条文を検討してきましたが、個人情報保護に関する市民の権利については、既に「5 市民の権利・責務」で規定しているため、ここでは、「市の責務」のみを記載することといたしました。

参考「北本市個人情報保護条例」

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等の権利を保障することにより、公正な市政の運営を確保し、もって市民の基本的人権を擁護することを目的とする。

※ 下線部は、権利と目的に関する箇所

1 1 説明責任

- 1 市は、政策形成等に関する事項について、情報の提供に努めるとともに市民に分かりやすく説明しなければならない。
- 2 市は、市民に情報を積極的に公開し、公正で透明性の高い市政運営を行うものとする。
- 3 市は、政策の立案・実施にあたり、年度予算策定時を目処にその課題とビジョンを明らかにし、市民に周知・理解させるため「市民委員会」を開催できるものとする。
- 4 前項の「市民委員会」の実施要項は、別に定めるものとする。
- ~~5 議会は、開かれた議会運営のため、市民にわかりやすく説明し、対話できる場や機会を設けるように努めるものとする。~~

この項目では、市及び議会の説明責任の原則を示しました。

情報公開については、北本市情報公開条例及び同施行規則がありますが、これらの法規だけで充分なのかどうかを検討する必要があります。

また、政策の立案や実施にあたり、市民からの意見を反映させるための組織として「市民委員会」等を組織している自治体もあり、当市においてもそのような組織を設置することが望ましいと考えます。市民委員会の実施要綱等については、別途検討し、実効性のあるものを位置付ける必要があります。

~~議会については、市議会のインターネット配信が実施されてはいますが、議会自体が市民の日常生活に密着した運営がされているかという点と疑問が残ります。より多くの市民が議会を傍聴できるように、休日議会や夕刻議会等を開催するなどの工夫も望まれます。~~

1 2 意見・要望・苦情への対応

- 1 市は、市民による市政への要望等があったときは、その内容を速やかに精査し、適切な対応に努めなければならない。
- 2 市は、市民の権利の保護を図り、市民が受ける不利益救済及び市民の多様な意見・情報・知識の幅広い収集に努めるものとする。
- 3 市は、必要がある場合等には、市民からの意見提出の方法について別途定めることが出来る。
- 4 市は、市民ひとりひとりが、北本市民であることの自覚と誇りを醸成する環境づくりに努め、積極的な提言・意見を市政に反映するよう努めるものとする。

この項目では、意見・要望・苦情等への対応の原則を示し、苦情等への対応について、行政が最低限市民に担保すべきものを規定しました。これは、他市の自治基本条例においてよく見られる条項です。

市民の意見提出手続きについては、あらゆる意見・情報・知識を幅広く収集することにより、市民参画手段の一つとして、また、市民の衆知を結集し、多様な意見を考慮して意思決定を行う手続きが必要であると考えます。

また、市民の意見は、市政運営のための大切な情報として、市民と行政とで共有し、大いに活用すべきものと考えます。

現代社会において、市民としての「アイデンティティ」が失われつつあることが憂慮されていますが、今後、団塊の世代が会社を退職し、地元に戻帰してくることを考えると、その経験、知恵や能力をいかに地域においてやりがいを持って発揮してもらうかが、まちの活性化において重要な要素を持つものと思われれます。そのため、この項目では「北本市民であることの自覚と誇り」についても触れておくことといたしました。

この項目は、行政が市民の意見を単なる苦情処理で終わらせるのではなく、将来に向けて市民と行政とが協働してまちづくりを行うための基本的な取り組み姿勢を確認するものです。

1 3 行政評価

- 1 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、市民が参画する外部評価を実施し、その結果を政策の決定、予算編成及び総合振興計画の振興管理に反映させるよう努めなければならない。
- 2 市は、評価の結果を市民にわかりやすく公表するとともに、市民が意見をのべる機会を設けなければならない
- 3 前項に規定する行政評価に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

行政評価については、行政が外部評価を導入し、客観性を持たせることにより、変化する社会情勢に対応した事業の改善に生かされるものと考えます。

また、評価は長期的視野に立ち、総合振興計画に沿った行程管理に反映させることが必要です。

さらに、その評価結果は、広報やホームページ等で公表する他、市役所や公共施設で縦覧することは勿論、その他最も有効と考えられる方法で市民が行政に意見を述べられる機会を設ける必要があります。

なお、評価の目的は、市民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底であり、市民本位の効率的で質の高い行政の実現、市民の視点に立った成果重視の行政実現の三本の柱に集約されます。

行政評価に関して整備が必要な事項としては、行政評価に対して市民が意見を述べる機会を設けることと、**PLAN**(計画)、**DO**(実践)、**CHECK**(評価)、**ACTION**(改善)のマネジメント・サイクルを有効に機能させるために「行政評価手続き」要綱等を定める必要があります。

1.4 参加・協働の推進

- 1 市は、市政に関わる企画立案、実施、評価及び条例の制定・改廃などの各過程で市民の参加を推進しなければならない。
- 2 市は、まちづくりに関して、「市民と行政との協働による豊かなまちきたもと」を推進するうえで、異なる主体が対等な立場で共通の目的意識を持って取り組むことができるよう情報の提供に努め、相互理解とよりよい信頼関係を築くことができるよう市民参加への環境整備や庁内体制の整備に努めなければならない。
- 3 市は、協働を推進するにあたり、市民の自発的活動を支援するよう努めるものとする。この場合、市の支援は市民の自主性を損なうものではない。
- 4 市民参加の具体的な進め方については、別に条例で定めるものとする。

ここでは、条例の制定・改廃についての市民参加に関して規定しましたが、市議会との関わりについては、更に深く検討する必要があります。

市は、北本市市民と行政との協働推進計画を策定し、基本理念を「市民と行政とのパートナーシップによる豊かなまちきたもと」として、市民と行政が協働してよりよいまちづくりを行うため、行政側の取り組み目標として(1)情報の共有 (2)参加・参画の仕組みづくり (3)まちづくりの担い手の育成 (4)市民活動の環境整備 (5)庁内体制の整備 を掲げています。今後は、その施策の方向性について、具体的な内容を検討するとともに、事業の実施状況に注視しつつ、市民参加がより進むような情報提供の方法について更に研究・検討する必要があります。

協働の推進には、市民・事業者等の自発的活動に対して市の支援も必要です。また同時に、市民・事業者の自主性を担保し、尊重する必要もあります。

15 参加の権利・責務

- 1 市民は、まちづくりの主体であり、市政に関わる企画立案、条例等の制定・改廃、実施、評価など、あらゆる過程に参加する権利を有する。
- 2 市民は、豊かな地域社会の形成を目的に、自らの判断と責任の下で、市政への参画に努めるものとする。
- 3 市民の市政への参加は、市民からの新たな行政課題の提案並びに市民が知りえた情報に基づく市への通報等を含むものとし、市は上記の提案若しくは通報については誠意をもって対応し、その結果を市民に開示するものとする。
- 4 市は、市民のまちづくり活動への参加を積極的に受け入れるとともに、市民の自主性及び自立性を尊重し、参加又は不参加を理由に差別的な扱いをしてはならない。

市民は良好な環境で生活する権利を有すると同時に、その良好な環境を将来の世代に引き継ぐ責任があると考えます。そのために、何をすべきかを判断するのは個々の力に委ねられますが、公平な立場に立った情報提供や、市の環境教育の在り方も、その責任を果たすうえで大きな役割を担っていると思われれます。市には、全ての市民に「まちづくりの主体は市民である」という考えを、広く正しく理解してもらえよう環境づくりを重視して取り組んでいただきたいと思います。

市は、市政運営に当たって、近隣市町村、今後北本に編入してくる可能性を有する人々及び事業者に対し、北本の誇りうる環境や市民と行政とのパートナーシップに関する情報を積極的に開示し、より広い関係性や相互研鑽の土壌を確保しながら、個性的な文化を形成し、中堅都市ならではの「住みよいふるさと」づくりを推進する、という視点も重視して取り組む必要があります。

市民の市政への参画については、市が参加を求める課題に対し市民が応ずるものと、市民が市に新たな課題を提案するもの及び市が進める行政課題に対し不都合と思われる事態が起きていることを市に通報する行為など、双方向的な行為が含まれると考えます。

北本市では圏央道や・上尾バイパスの開通等により予期せぬ環境汚染や環境破壊、乱開発行為等が発生する可能性があります。これを予防するためには、非常事態があった時に住民が市へ通報・通告するような制度が必要であると考えました。また、この項目では通報・通告があった時の市の対応についても一応の準備をしました。

なお、市長は、当懇話会との意見交換の会席上、委員の質問に答え、北本市の保有する近未来的な不安要因として、高齢化社会における財政事情と圏央道のもたらす環境変動、慢性的緑の減少の3点を挙げました。この認識は多くの懇話会委員の考えと共通であると考えます。

この条令の中での取り扱いについては、懇話会全体で討議すべきことであると考えるので、私案として提案する。

(当面の協働の重点事項)

- 1 市と市民は、市の財政についての共通認識を保有するために、財政状況の解析による共通理解の形成及び財政改善に向けて協働しなければならない。
- 2 市と市民は、圏央道や上尾バイパスの開通に伴う環境変動を注視し、市の自然環境と市民の生活環境に負の影響を及ぼす恐れのあると思える現象については、互いに通告し、評価と問題の解決に向けて協働しなければならない。
- 3 市と市民は、緑に囲まれた文化都市建設の推進のため、緑の保全と創造について協働しなければならない。

チーム内討議のとき、行政の責務についてもっと書くべきとの提案があった。

参加共同の推進に関する市の責務とは、「計画・実施・評価の過程での市民の参加に対する保障」「市民と市の対等性の尊重」「市民と行政の協働への環境づくり」「協働に必要な情報提供」「協働事業についての結果の公開」などであろう。それらは全て書き込んであると考える。

市民の責務については市民グループとのすり合わせが必要。

16 総合計画等の策定における参画・協働

(計画策定の手続)

市は、総合計画等重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。

- (1) 計画の概要目的
- (2) 計画策定の日程
- (3) 予定する市民参画の手法
- (4) その他必要とされる事項

2 市は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。

3 市は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。

既に取り組みとして行っているもので、条例に位置づけすることで計画策定における市民の参画・協働を規定しました。

総合振興計画策定時における情報の公開及び市民の意見聴取を盛り込んだ内容としており、実質的にはパブリックコメントの内容を具体的に示したものとなっています。この項目は、まちづくりの基本的な計画を作成するうえで市民の参画をルール化したものです。

総合計画等重要な計画の策定については、市民の生活に直接かかわりの深い内容も盛り込まれるため、対象とする計画の範囲を、「総合計画等重要な計画」としました。

また、立案の段階から市民参加を保障する条文にするため、「(1) 計画の概要」を「計画の目的」としました。

なお、項目22の第3項の条文は、項目16及び17に関連があり、どのような条文にするか検討が必要です。

項目22 市の執行機関の基本的な役割・責務より

3 市は、まちづくりに関する基本方針、総合的な計画、その他重要な政策の決定に際して、立案から実施、評価について、多様な市民の参画を推進しなければなりません。

17 意見の提出及び募集

市の執行機関の基本的な役割・責務

項目 22 (3) より

市は、まちづくりに関する基本方針、総合的な計画、その他重要な政策の決定に際して、立案から実施、評価について、多様な市民の参画を推進しなければならない。

(市民意見提出制度)

市は、別に条例（現在は要綱）で定めるところにより、政策の立案、計画の策定及び条例の制定で重要なものについて市民が市政に参画し、意見を述べることができる機会を保障するため、市民意見提出制度の確立に努めなければならない。

この項目に記載した事項は、パブリックコメント制度等、すでに当市で実施している内容のものですが、市政への意見提出権を確立すること、また、行政が市民からの意見を募集することを義務付ける規定としました。

懇話会のなかの議論では、現在、パブリックコメント制度について要綱を定めて運用していますが、要綱ではなく条例として定める必要があるという意見で一致しました。

また、「16 総合計画等の策定における参画と協働」に市民が市政に対し意見を表明できる権利を明記した点で、この項目と共通している部分があります。

また、この条文では、「政策の立案、計画の策定及び条例の制定で重要なもの」に対する市民意見提出権を規定しており、グループ討議の結果、「一般的なもの」を意見・要望・苦情等と位置づける合意がなされました。

そして、行政に関する条文の項目 12 に「意見・要望・苦情への対応」とあるため、これを「一般的なものの市民意見提出権」と位置づけて、この項目の規定と整合性をもたせました。

18 住民投票

(住民投票)

市長は、市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたときは、議会の議決を経て住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票を行うときは、住民投票の目的をあらかじめ明らかにし、その結果を尊重するものとする。

3 市民は、議会の議員及び長の選挙に参加する権利をもつ者の、分の以上の連署をもって、その代表者から、市長に対し住民投票の請求ができる。

4 住民投票に参画することができる者の資格その他必要な手続については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。

市民の手によるまちづくりを推進する上で、市の将来を左右するような重要な施策については、市民が直接判断する手段を担保する必要があります。

「重要な案件」の例としては、例えば合併に関することを想定しています。条文には、住民投票について「できる規定」で盛り込むことにしました。

この項目を議論した際の争点は、議会の役割との関係であり、これを考慮し、住民投票を実施する際には、「議会の議決を経て」実施するという形にしました。

また、住民投票の結果と議会の議決権との関係については、懇話会全体として更に議論すべきものであることとしました。

グループ間の議論を経て、住民投票に関する市民の直接請求権について規定がないため、新たに条文に加え、署名要件の根拠を規定しました。

なお、署名数などの具体的な要件は、長や議員の解職請求は「有権者数の3分の1」と自治法に規定されていることなどを参考に、住民投票の重要度を勘案し、どの要件が適切か、他市の事例を含め、今後の課題としました。

さらに、投票人の資格等、住民投票の詳細に関する内容は、別に条例で定めるものとしました。

19 附属機関等への参画（と 10 会議公開の原則）

（審議会等）

市の審議会の委員の選任にあたっては、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努めるとともに、男女の均衡に配慮して選任するよう努めなければならない。

2 審議会等の会議は、別に条例で定めるところにより、公開するものとする。

附属機関への参画については、北本市情報公開条例に規定されているほか、既に実施している内容ではありますが、市長の諮問に対する住民の意見表明の場を確保し、参画を保障するため、この条例に規定することとしました。

「10 会議公開の原則」は、審議会等について定めている内容であり、この項目との関連が強いため、この項目「19 附属機関等への参画」に「10 会議公開の原則」を含む構成としました。

条文には、委員の公募による選任と会議の公開の原則について規定しました。また、男女共同参画社会を踏まえ「男女の均衡に配慮」することについても規定しました。

会議の公開については、既に情報公開条例で規定しているため、「別の条例で定める」としました。

用語の説明

「附属機関」 審議会を指す。北本市庁舎建設委員会、北本市健康・体力づくり市民会議などを指す。

根拠は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び北本市執行機関の附属機関に関する条例に規定。

「執行機関」 市長（補助機関）と行政委員会を指す。

「行政委員会」 教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会を指す。

参考「北本市情報公開条例」

(会議の公開)

第 21 条 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置された執行機関の附属機関及び実施機関が設置したこれらに類する機関(以下「附属機関等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その会議を公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令等又は附属機関等の会議規則に特別の定めがあるとき。
- (2) 会議の審議等の内容が、非公開情報に該当するとき。
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正、円滑な運営が著しく阻害され、当該会議の目的が達成されないと認められるとき。

2 会議の公開に関し必要な事項は、実施機関が定める。

20 市民委員会の設置

(自治委員会の設置)

市に、北本市自治委員会（仮称）（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例に関する事項について調査審議する。

3 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

自治条例は作って終わりではなく、運用して初めて意味があるものです。この条例が正しく運用されているかを検証し、さらには、条例の見直しについても検討する組織が必要と考えます。

これまでに委員会の設置を市民の権利の枠内で討議してきましたが、市民と行政とが自治を確保するために行政が設置する機関であるため、議会・行政を研究するグループでも討議すべき内容であるとしました。

委員会の形式は、市長の諮問機関（附属機関）とし、委員会の委員構成などは別の定めに委ねることとしました。

また、この委員会がどのような役割を担うべきかについても議論しましたが、市民グループでは、チェック機関として条例の適切な運用、見直しの検討を主な役割とし、政策立案、予算編成などの役割については、市民の自発性に委ねるべき事項としました。今後、各グループでの委員会の位置づけについて議論が必要です。

「20 市民委員会の設置」に関する各グループの相違点

項目	総則G	行政・議会G	市民G
名称（仮称）	住民自治推進市民委員会	市民委員会	北本市自治委員会
在り方	組織	組織（説明会を設けるだけでない）	組織（市長の諮問機関）
目的	市民が市政参加を行うひとつの手段として設ける市民代表による委員会	政策の立案や実施にあたり、市民からの意見を反映させるための組織	条例が正しく運用されているか検証し、条例の見直しを検討する附属機関
役割	条例検証	○	○
	条例見直	○	○
	意見表明	○	×
	政策立案	○	×
	予算編成	○	×

2 1 コミュニティ及び自治会活動の意義と推進

(コミュニティ及び自治会活動の意義と推進)

市民は、地域の自主的な連帯及び課題解決のため、自治会及びコミュニティ活動に関心を持ち、自発的に参画するよう努めるものとする。

2 市は、活力のある地域社会の実現に寄与する自治会及びコミュニティ活動の推進を図るため、必要な施策を講じなければならない。

コミュニティや自治会活動は、地域の課題解決等市民生活を営む上で意義があり欠かせないものです。

「5 市民の責務」の項目に市民の責務として、自治会やコミュニティ活動への参画を盛り込むことも検討しましたが、自治会やコミュニティについて具体的に明記し、その意義を強調することとしました。

コミュニティの意義については、「地域の自主的な連帯」と「地域の課題解決」を行う組織として、市民が地域へ自発的に参画することを促進するものとしてしました。

自治会の加入率の減少などの問題を背景に、自治会やコミュニティへの参画を推進する意味で、「自治会及びコミュニティへの参画」としました。

また、市のコミュニティへの支援については、別の条例で定める必要がある（市の責務に関連する）と考え、第2項では条例制定の必要性と、補助などを含め「必要な施策を講じなければならない」と規定しました。

項目名は、「コミュニティの意義と支援」から「自治会活動及びコミュニティの意義と推進」に改めました。

用語の説明

「自治会及びコミュニティ」 北本市には、第1生活圏域として自治会、第2生活圏域として8圏域コミュニティがあるが、これらを総称して「自治会及びコミュニティ」とする。

2.2 市の執行機関の基本事項

- 1 市は、市政の執行にあたっては、常に公平、公正かつ誠実に行い、誰もが住みやすいと思えるまちづくりを目指します。
- 2 市は、市民ニーズを積極的に把握し、行政サービスへの満足度を高めるとともに、常に最小の経費で十分なサービスが提供できる市政運営に努めなければなりません。
- 3 執行機関は、地域社会の情勢変化に的確に対応するため、組織と機構の不断の見直し及び民間の経済的思考の導入や専門的知識の活用を図りながら、効果的で効率的な組織・執行体制の整備に努めなければなりません。

ここでは、市の執行機関の基本的な役割・責務について規定しました。

第一に、市政執行は、公平・公正・誠実であることが求められます。

そして、市は市民に提供する行政サービスについて、市民ニーズに対応し、市民の満足度を高めることが必要です。そのためには、社会情勢、行政需要に的確に対応するとともに、行政委員会、各種審議会の会議は原則公開とし、審議内容を公表して、市民との協働による市政を展開しなければなりません。

それには、委員の公募等による市民参加の方法やこの条例やその他の基本条例、総合計画等を遵守することが必要です。

組織や執行体制については、多様化する市民ニーズや地域の社会的環境変化に対応するとともに、市民に分かり易く、効果的で効率的なものとするのが、今後求められるものと思われれます。

また、民間企業の経済的観念（思考）を踏まえた執行体制のあり方について学ぶこと、あるいは、行政課題における新たな専門的知識の必要性に応える手段として、民間能力の活用に積極的に努めることが求められています。

さらに、多様化する市民ニーズに応える視点からも民間の「力」を借りることが問題解決につながるものと考えられます。

2 3 市長の責務

- 1 市長は、常に市民が主権者であることを認識し、公平、公正かつ誠実に職務にあたり、全力を挙げて自治を育む責務があります。
- 2 市長は、市政の代表者として市民の信託に応えるとともに、市の理想の将来像を実現するため、長期的な視点でまちづくりに取り組まなければなりません。
- 3 市長は、この条例の理念に基づき、市民との協働により自主・自立のまちづくりの推進に努めなければなりません。
- 4 市長は、職員を適切に指揮監督し、常に職員の能力や知識の向上に取り組むよう努めなければなりません。

ここでは、市長の責務として、この条例の遵守や、自治の実現に向けた政策・施策の実施、自主・自立のまちづくり等を挙げました。

また、市民の参画を保障し、協働のまちづくりへの仕組みを確立すること、市の代表者として主権が市民にあることを認識すること、市民ニーズに応えるための直近の課題への対応はもとより、長期的な視点で、市の将来を見据えた政策に取り組むこと等を盛り込みました。

その他、懇話会では、選挙公約の具体的な内容、達成時期等の提示・説明及び実現に努めること、街の独自性、北本らしさを発揮するよう努めること等も市長の責務ではないかという意見がありました。

2 4 職員の責務・育成

- 1 職員は、市民の負託によることを自覚し、常に研鑽に努めるとともに、自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければなりません。
- 2 職員は、職務の執行に際しては、職員の相互の連携を深め、協力し、柔軟に対応するとともに、公正かつ能率的に行わなければなりません。

職員の責務・育成については、職員は必要な知識の習得・向上に努め、最新の情報の収集をすることや研修への積極的な参加が望まれます。

また、公平性、平等性、迅速性が求められ、的確な判断と常に市民の立場にたった行動が必要です。

さらに、配属された課の職員という意識ではなく、市の職員であるという意識に立ち、職員相互が連携・協力し、限られた財源を有効に活用して、地方分権にふさわしい責任ある行動が求められます。

2 5 執行機関の組織・執行体制

削除

2 6 総合計画に基づく行政運営

- 1 市は、総合計画に基づいた計画的なまちづくりを実施するものとする。

総合計画は、市の最上位計画であり、この計画に基づくまちづくりを進めることを位置づける。

27 行政手続

市長(執行機関)は、行政運営における行政処分に関する手続について、別に条例で定めるところにより、公正の確保と透明性の向上及び、市民の権利利益の保護に努めなければなりません。

市は既に行政手続条例を制定して、市が行う仕事の内、各種申請、不利益処分、行政指導、届出について次のルールを示して、行政運営の公正、透明性の向上と、市民の権利利益の保護に努めています。

この項目は、将来に渡ってこの行政手続条例の精神を担保するための規定とします。

- (1) 申請時における審査基準や標準処理日数を設定すること
- (2) 許可や認可等の取り消し又は、営業処分等を行う場合の処分基準を設定し、公表すること、及び、不服がある場合には聴聞、弁明の機会を設けること
- (3) 指導、勧告、助言等を行う場合には、その理由を示し公平な取り扱いをすること
- (4) 届出を行う場合には、その要件をあらかじめ示しておくこと

2 8 総合的な行政サービスの提供

市は、市民の行政に対する要望を的確に捉え、これらに対処するために横断的な組織体制の構築に努め、市民の要望する行政サービスの提供に努めねばならない。

他の規定で同旨の内容が読み取れるものがあれば、他条項と合体できる余地があるものと考えます。

2 2（市の執行機関の基本的な役割・責務）第2項、2 5（執行機関の組織・執行体制）と同趣旨を理由に統廃合とする。

29 財政運営の基本事項

(財政運営の原則)

市長は、市民参画を得て、常に財源確保の方策を工夫するなかで中長期的な財政計画を定め、財源の用途については効果・効率的な活用を図るなかで市民生活の保護につながるセーフティネット機能を担保しつつ、健全な財政運営に努めなければなりません。

(財産管理の原則)

市長(市)は、財産の管理運営計画を定め財産の適正管理及び、効率的かつ効果的な運営に努めなければなりません。

(財政状況等の公表)

市長は、市民参画による財政運営を推進するために財政の計画・執行状況及び財産の保有状況等を分りやすく公表することに努めなければなりません。

(市税等の賦課徴収)

市長は、法及び、条例等の定めるところにより積極的に市税や使用料及び、その他徴収金の賦課徴収に努めなければなりません。

この項目では、市民サービスと密接に係る財政運営の原則等について規定しました。

健全な財政運営を行うためには、その基本として市民との協働（参画）作業により財政計画や執行計画の策定を行うことが大切です。特に、市民が財政運営に関与する具体例として、予算編成時に何らかの形で市民が関わることのできる機会を設ける必要があります。財政を効果的、効率的に運営する視点としては、受益者負担の原則により、不公平感の解消を図ること、費用対効果を追求し、真に必要なもののみに財源を集中させること、**NPO** 等に代表される市民活動団体との協働による運営等が考えられます。しかしその一方、福祉の面でぬくもりのある行政対応も忘れてはなりません。

また、財源の確保に繋がるような施策の展開を図るとともに、総合振興計画やその他の基本計画等については、確実な財源確保の見通しを持って、その策定にあたるべきです。

財産管理については、厳しい財政運営が迫られる中、道路、公園等の都市施設や学校、公民館等の公共施設の管理・運営について、計画性を持ち適正に管理すると共に、経済的視点を踏まえた施設運営を行う必要があります。

財政状況等の公表は、市民が財政運営に関与することを前提とし、財政状況をわかりやすく市民に説明する必要性があります。特に、市の借入金やその返済状況について、詳細に説明すべきです。

市税等の賦課徴収については、税金の納付率が高いまちを目指し、滞納者には厳しく対応すること、また、受益者負担の原則のもと、不公平感の解消を図り、施設使用料等を適切に賦課徴収する必要があります。

また、税金の使い道についても、分りやすく、さらにその貢献度にまで踏み込んだ説明を行うことによって、市民各自が市の貢献の度合いを知り、納税意欲を醸成することにも繋がるものと考えます。

30 議会

(市議会・市議会議員の役割と責務)

- 1 市議会は、常に市民が主権者であることを認識し将来に向けたまちづくりの実現のために、与えられた権能(権限)の行使に努めなければなりません。
- 2 市議会は、この条例の基本理念を実現するために広く市民から意見を求めるよう努めなければなりません。
- 3 市議会は、別に条例で定めるところにより議会が保有する情報を公開すると共に、会議の公開及び情報提供の充実により、開かれた議会運営に努めなければなりません。
- 4 議会は、開かれた議会運営のため、市民にわかりやすく説明し、対話できる場や機会を設けるように努めるものとする。
- 5 市議会議員は、表決その他議会活動に関し、市民への説明責任を果たすと共に、市民の信託に応え公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

市議会に対する要望として、法（地方自治法等）に定められている市議会の権限（権能）行使の視点から、(1)市民によるチェック機能を強化することまた、その仕組みづくりが必要であること (2)市民からの陳情等の扱いについて、その議論の過程が明らかにされない場合があり議会不信の一つの原因となっていること (3)市長との関係において、議員個人あるいは会派間との感情のもつれ等が先行し、市民の思いを正しく反映しない判断が下される場合が見受けられること等の意見がありました。

(主な権能： 議決権、選挙権、検閲・検査権及び監査請求連、調査権、市長の不信任議決権等)

議会の討議が必ずしも充実したものばかりとは言えないことから、会議の運営方法の改善あるいは、議員個人の力量の向上を望みます。

議会の情報公開の視点としては、現在行われている本会議討論の状況をリアルタイムに公開していることは良いことであり、議会が保有する情報についても積極的に公開する必要があります。また、議会自体が市民の日常生活に密着した運営がされているかという疑問が残ります。より多く

の市民が議会を傍聴できるように、休日議会や夕刻議会等を開催するなどの工夫も望まれます。

議会からも、自治会活動等を通して市政に対する市民参画等の必要性を説いていく必要があります。

3 1 自治体・国との連携

(国及び他の公共団体との連携と協力)

市は、広域行政の推進と共通する課題解決のために、国や県及び他の地方公共団体と連携、協力しかつ先進事例等から学ぶことに努めなければなりません。

(国際社会との交流と連携)

市長は、個性のある、また、開かれたまちづくりを目指し、市民や事業者等の参画を得るなかで広く国際社会との交流・連携に努めなければなりません。

市の行政運営については、経営状態等を常に把握し、他の自治体との比較において、参考にすべき事項は積極的に取り入れるべきです。

国際社会との交流・連携について、

- (1)市は、まちづくりに際し、広く国際社会と交流し、国際支援等を通して個性ある、また、開かれた自立都市の建設に努めることが大切です。
- (2)現在の北本市国際交流ラウンジ委員会の活動が、国際理解・交流の受発信基地として、その役割を果たしています。
- (3)緑の保存やゴミ減量に代表される自然・生活等環境問題の視点での取り組みについても必要ではないでしょうか。
- (4)スポーツ交流、特に「剣道」については、解脱会による国際交流が広く知られており、市としてもこうしたことを機に国際交流に広がりを持たせることが可能となるのではないかと考えます。

3 2 この条例の検討・見直し

市は、この条例を社会、経済情勢の変化等に対応させるため、5年を超えない期間ごとに検証及び見直しを行うものとする。

条例の見直し時期を規定する必要があると考えます。5年を超えない程度での見直しが必要としました。

3 3 この条例の位置づけ

この条例は、**市政運営の市が定める**最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例を最大限に尊重しなければならない。

本規定の位置づけは、総則的な位置付けとして本条例の前半部分に規定していくべきではないかという意見が大勢でした。また、本規定を定めることにより、既存の他の例規の見直しが必要となり、本条例の趣旨に反するものについては、見直しを行う必要があると考えます。

自治基本条例と他の条例はどちらも「条例」であるため、単に優越をつけるには無理があるため、解釈や運用のなかで最高法規性を確保することが必要で、条文としては、「最大限に尊重」と表現しました。

自治基本条例の制定にあたって、次の事項の整備が考えられます

- (1) 既存の条例・規則等は、この条例に沿って改正する。
- (2) 新たな条例・規則等の制定は、この条例と整合するように立法する
- (3) 個別条例・計画はこの条例に整合するよう解釈する。
- (4) この条例を具体化する条例・規則を制定する。
- (5) 市長、議会、議員、行政職員、市民は、この条例を尊重・遵守して活動する。

市政運営に限定すべきではないとの意見あり。

「市が定める」と修正する。

★その他 条文化が考えられる項目

A 子育てに関する規定

- ・市は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有する。
 - ・市は、市民とともに子どもが健全に育つ環境をつくる責務を有する
 - ・市民は、子どもが健全に育つ環境をつくる責務を有する。
- 2 市は、子どもが健全に育つ環境をつくるために必要な施策を講じなければならない。

人口減少が見込まれる中、今後、市の人口を増やすための施策を展開するには、子育てを重要な課題とし、必要な項目としました。

条文の形式は、市の責務とするものと、子どもの権利とするものとの2通りが考えられます。

市民グループでは、当初は子どもの権利として検討を始めましたが、子育て環境の確保などは、保護者の責務、市の責務であるため、子どもが育つ環境をつくるという条文にしました。また、子育て環境の確保は、地域の問題として捉え、保護者の責務のみならず、市と市民の責務とし、「市民とともに」という条文にしました。

また、2案目の条文として位置づけたのは、市の責務と、市民の責務を明確に分けて位置づけたものとしています。市の責務として、必要な施策を講ずるべき内容を強調する内容としました。また、市民の責務は、地域の責務の意味を含めています。

どのような条文にするかについては、全体で話すべき内容といたしました。

この項目を設けるにあたり、「子ども」の定義が必要となります。児童福祉法に規定する者としての未成年（18歳未満）、扶養されている期間、義務教育の期間等の意見が出ましたが、全体会での議論が必要です。

子育て政策として医療費や学費を補助する制度がありますが、多くの自治体では対象者を義務教育までとしていることから、本市においては、特色ある子育て施策を展開するためにも「子ども」を18歳未満と定義してはどうだろうかという意見がありました。

B-1 安心・安全に関する規定

市は、市民が快適な環境において安全で安心な生活を維持できるよう努めなければならない。

- 2 市は、災害等における危機管理体制を確立し、可能な限り市民の安全を確保しなければならない。
- 3 市民は、災害時等においては、市民自らの安全を確保できる範囲で協力するよう努める。

前文の検討の際に、「北本は災害の少ないまち」を盛り込んだ経緯から、安心・安全についても条文の項目に入れるべきであると考えました。市民生活を送る上で安心、安全の確保は必要不可欠な条件として、条例に必要な項目としました。

条文には、安心安全なまちを保つ市の義務と、快適な環境で安全・安心な生活を営む市民の権利を規定しました。また、市には危機管理体制を確立する義務規定を設けます。

市民の責務として、行政だけでなく市民も災害時に協力する内容を盛り込みました。

B-2 危機管理体制の確立

市は、安全・安心なまちづくりをめざすとともに、緊急時に、総合的かつ機動的な活動が図れるよう、危機管理体制の確立に努めなければならない。

市民の生命及び財産の安全性の向上に努めるとともに、関係機関との連携・協力、緊急時に備えることができる総合的、機動的な危機管理体制の確立が必要です。

参考) 災害対策基本法

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する

等防災に寄与するように努めなければならない。

参考) 国民保護法

(国、地方公共団体等の責務)

第3条

2 地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。

4 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(国民の協力等)

第4条 国民は、この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

2 前項の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

3 国及び地方公共団体は、自主防災組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五条第二項の自主防災組織をいう。以下同じ。）及びボランティアにより行われる国民の保護のための措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

C 緑の保全に関する規定

市及び市民並びに事業者は、本市の豊かな自然を尊重し、緑と里山が保全されるよう努めなければならない。

事業者の権利・責務の項目で、事業者の責務は住環境への配慮のみならず住環境以外の緑や自然環境についても配慮すべきではないかという議論になった際、「緑(環境)の保全」については、事業者だけの責務ではなく、まち全体で取り組むべき項目であるという結論に至りました。

「緑」のなかにも、さまざまな「緑」があり、雑木林、山林、斜面林、里山、屋敷林、農地、家庭の庭など広い捉え方がなされているため、「緑」について定義が必要とともに、保全のための方策を考えなければなりません。

市民ワークショップや懇話会の議論でも毎回本市の「みどりの保護」が話題になります。本市の市民憲章や、将来都市像「緑にかこまれた健康な文化都市」にも記載があるように、緑、自然環境が本市の特色となっているため、自治基本条例にも項目を設定し、前文に記載することを提案します。

参考○北本市民憲章

昭和56年11月3日

告示第166号

わたくしたちは、北本市民であることに誇りと責任をもち、緑にかこまれた健康な文化都市をきずくため、ここに市民憲章を定めます。

わたくしたちは

郷土を愛し 自然を大切にします

健康を願い 思いやりの心を育てます

教養を高め きまりを守ります

※市民憲章は、市制施行10周年記念事業として制定しました。

参考1) 都市緑地法

(国及び地方公共団体の任務等)

第2条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都心における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動の実施に当たって、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。

3 都市の住民は、都市における緑地が適正に確保されるよう自ら努めるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう指定に協力しなければならない。

参考2) 景観法

(住民の責務)

第6条 住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。